

令和7年度漁港漁場講習会

令和8年3月6日

漁港の活用促進について

公益社団法人 全国漁港漁場協会

会長 田中 郁也

説明内容

1. 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和の経緯
2. 令和5年度漁港漁場整備法の改正
 - (1) 「漁港施設等活用事業」の創設
 - (2) 漁港施設の見直し（35年ぶり）
 - (3) 漁港施設の貸付制度の拡充
 - (4) 漁港施設等活用事業の事例
3. 漁港施設等活用事業を利用した漁港の再編・整序
4. 漁港の活用促進の事例

説明内容

1. **漁港施設の有効活用にかかる規制緩和の経緯**
2. 令和5年度漁港漁場整備法の改正
 - (1) 「漁港施設等活用事業」の創設
 - (2) 漁港施設の見直し（35年ぶり）
 - (3) 漁港施設の貸付制度の拡充
 - (4) 漁港施設等活用事業の事例
3. 漁港施設等活用事業を利用した漁港の再編・整序
4. 漁港の活用促進の事例

漁港施設の有効活用にかかる規制緩和(H31.4.1施行)

規制緩和以前

課題

規制緩和後(H31.4～)

占有による利用

1. 水域・公共空地にかかる規制

○水域・公共空地の占有許可の期間が**原則1年以内**。

○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占有許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(水産庁長官通知の改正)

I.②

2. 行政財産にかかる規制

○漁港施設(用地を含む)の占有許可の期間が**原則3年以内**。

○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占有許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(模範漁港管理規程例の改正)
⇒ 水産政策審議会への諮問事項

貸付による利用

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる特定漁港施設が**漁獲物の処理、保蔵及び加工施設とその用地等に限定**。

○漁港施設の機能高度化のためには民間事業者のノウハウ等の活用が必要であるが、貸付対象施設が限定。

○貸付けの対象となる特定漁港施設に**陸上養殖施設及びプレジャーボート保管施設とその用地を追加**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

I.①

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる漁港が、**取扱水産物の数量1,000トン以上の漁港に限定**。

○取扱水産物の数量が1,000トンに満たない漁港においても、民間事業者のノウハウ等を活用して漁港施設の機能高度化ができる漁港が多数存在。

○貸付けの対象となる**漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げ**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

3. 補助対象財産にかかる規制

占有・貸付共通

○長期利用財産(注)となった漁港施設を地域活性化等を図るために利用する場合、**漁港施設用地は補助金返還の緩和措置の適用外**。
(注) 補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産

○地域活性化等を図るためには、**レストラン、直売所、体験交流施設等の地域の活性化に資する施設を立地しやすくする必要**。

○地域活性化等を図るために長期利用財産として漁港施設を利用する場合、**漁港施設用地も補助金返還の緩和措置を適用**。
(水産庁長官通知の発出)

II.②

説明内容

1. 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和の経緯
2. **令和5年度漁港漁場整備法の改正**
 - (1) 「漁港施設等活用事業」の創設
 - (2) 漁港施設の見直し（35年ぶり）
 - (3) 漁港施設の貸付制度の拡充
 - (4) 漁港施設等活用事業の事例
3. 漁港施設等活用事業を利用した漁港の再編・整序
4. 漁港の活用促進の事例

漁港及び漁場の整備等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 漁港の指定（第六条）

第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）

第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）

第三章 水産政策審議会（第七条—第十六条）

第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条—第二十四条の二）

第五章 漁港の維持管理（第二十五条—第三十九条の五）

第六章 漁港の活用の促進

第一節 漁港施設等活用基本方針（第四十条）

第二節 漁港施設等活用事業の実施等（第四十一条—第四十七条）

第三節 漁港水面施設運営権（第四十八条—第六十条）

第七章 漁港協力団体（第六十一条—第六十五条）

第八章 雑則（第六十六条—第七十条）

第九章 罰則（第七十一条—第七十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、**及びその活用を促進し、**もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

（漁港の意義）

第二条 この法律で「**漁港**」とは、**天然又は人工の漁業根拠地**となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

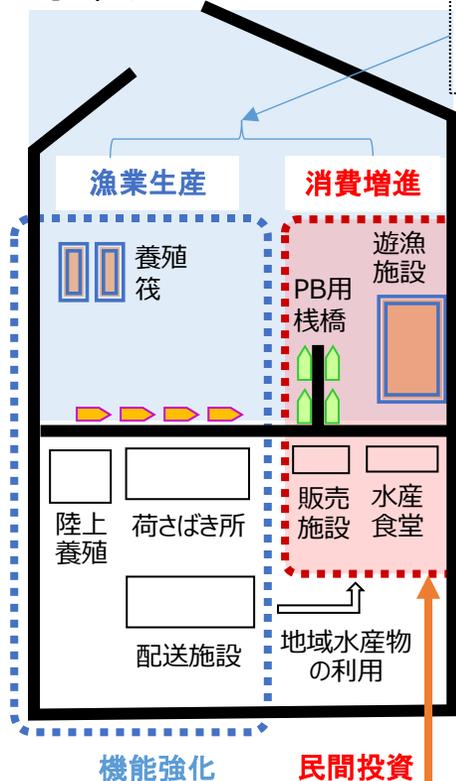
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

漁港施設の見直し

- 水産物の消費増進や輸出促進にも対応した衛生管理の高度化、安定生産、漁港利用者の安全性の確保といった課題に対応していくため、以下のような施設を漁港施設に追加。



販売機能の強化や一貫した衛生管理体制を構築するための**配送用作業施設**、**仲卸施設**、**直売所**

水産物の安定生産に資する**陸上養殖施設**等



海に近く災害リスクの高い漁港において漁港利用者の安全を確保するための**避難施設**、**避難路**等

脱炭素化にも資する漁港施設のための**発電施設**等

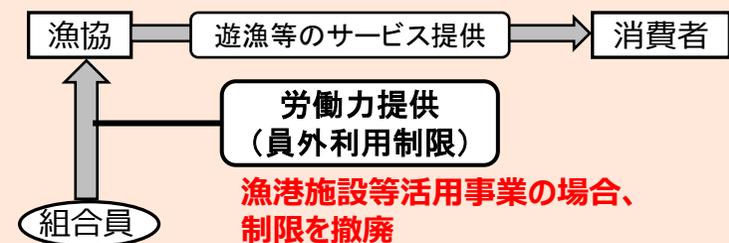
漁港協力団体制度の創設

- 公共サービスの質の向上のため、漁港管理者と協力して漁港施設の点検や清掃、知識の普及・啓発等を担う団体を指定する制度を創設。



水産業協同組合法の改正 —漁協による「海業」の推進—

- 漁業協同組合等による「海業」の取組を推進するため、漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合、員外利用制限(労働力の1/2以上が組合員である必要)を適用しないこととする。



漁港施設の貸付制度の拡充について(R6.4.1施行)

	特定漁港施設の 貸付制度 (法第37条の2) I.①関係	漁港施設等活用事業の 貸付制度 (法第44条) II.①関係
目的	漁港施設の機能の高度化	漁港施設等活用事業の実施
貸付内容	漁港施設の本来用途への貸付	水産物の消費増進及び、 交流促進に資する活用への貸付
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・係留施設 ・輸送施設 ・漁船修理場 ・増殖及び養殖用施設 ・漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 ・漁港管理施設 (船舶保管施設及び 発電施設 に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・上記各施設に係る護岸 ・上記各施設に係る用地 <p>※取扱水産物数量年間100トン以上の漁港に限る。 ※増殖及び養殖用施設は、取扱水産物数量年間0トン以上の漁港。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制限なし(認定計画に定めた施設)

地域活性化のための漁港の有効活用例（Ⅱ.①関係）

1. 漁港施設等活用事業制度による漁港施設の長期貸付け・占用

水産物の消費増進や交流促進を図るため、漁港施設等活用事業により、漁協・民間事業者へ漁港施設を長期貸付け、水域・公共空地の長期占用を可能

かぶり 加布里漁港(福岡県糸島市)の事例

- 糸島市は、福岡都市圏に位置し、圏内には250万人以上の人口を抱えている。船びき網や釣り、刺し網など様々な漁業が営まれているが、冬季はシケが多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋で販売することで地域活性化に繋がっている。
- 現在のカキ小屋は、漁港施設用地の占用許可を毎年受けて使用しているため、都度仮設小屋の設置撤去を繰り返す必要があり、継続的な営業ができないことが課題。
- 上記の課題を解決するため、漁港施設等活用事業を活用して漁港管理者である糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- 今後、仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となることにより、利用者の増加及び新たな地域の雇用創出が期待される。



漁港施設等活用事業の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

▶地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

▶地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

▶漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かした事業計画

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- (1)漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- (2)漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- (3)漁港水面施設運営権(みなし物権)の取得 (最大10年、更新可)

活用推進計画の概要

事業実施予定場所



従来の手続き

設置



撤去



設置と撤去を毎年
繰り返すため費用増

- 活用推進計画策定日：令和7年1月7日
- 事業の目的：漁港で水揚げされる水産物の消費増進
- 実施期間：令和7年5月～令和37年5月
- 事業の概要：漁港で水揚げされる水産物(カキやハマグリ等)を取扱い、飲食の提供及び販売を行う。
(漁港施設用地の貸付)
- 活用推進計画の策定者：糸島市
- 実施計画の策定者：糸島漁協

漁港施設等活用事業の活用効果

- これまでは毎年の占用許可により実施していたが、長期貸付を受けることにより、常設化が可能

- ・ 仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- ・ 年間を通じての営業が可能となることによる、利用者の増加及び地域の雇用創出

漁港施設等活用推進計画の事例①

第3回海業推進全国協議会
(R8.1.22開催) 水産庁資料

○ 漁港施設等活用推進計画は全国で5地区公表済み（令和7年12月末時点）

漁港名：加布里漁港
漁港管理者：福岡県糸島市



<計画平面図>



計画策定日：令和7年1月7日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進

実施期間：令和7年～36年（30年間）

事業の概要：加布里漁港で水揚げする漁業者全般の水産物（牡蠣やハマグリ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。

（漁港施設用地の貸付）

漁港名：鐘崎漁港
漁港管理者：福岡県宗像市



<計画平面図>



計画策定日：令和7年3月7日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進

実施期間：令和7年～36年（30年間）

事業の概要：鐘崎漁港で水揚げする漁業者全般の水産物（フグ、ブリ、イカ、サザエ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。

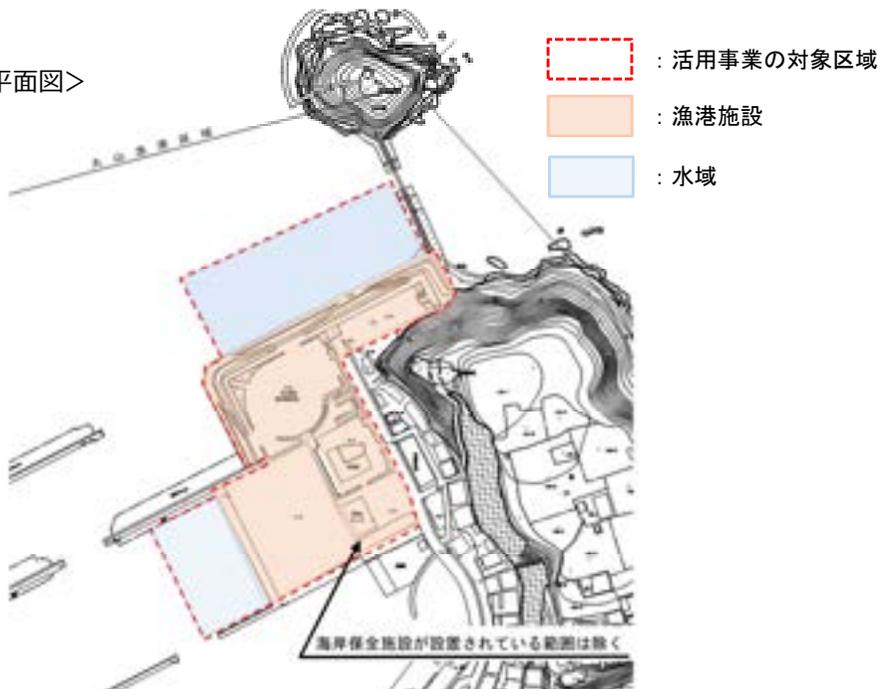
（漁港施設用地の貸付）

漁港施設等活用推進計画の事例②

漁港名：丸山漁港
漁港管理者：兵庫県
南あわじ市



<計画平面図>

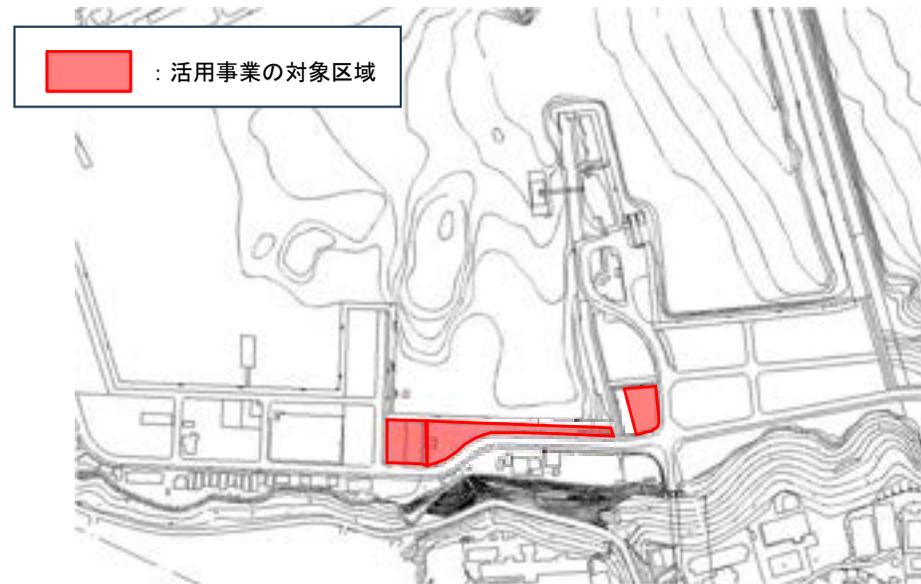


計画策定日：令和7年7月9日
事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進
当該漁港の価値や魅力を活用した交流促進
実施期間：令和7年～36年（30年間）
事業の概要：
・丸山漁港で水揚げされる漁業者全般の水産物を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。（漁港施設用地の貸付）
・淡路島周辺に生息する水産動植物を活用した海洋環境学習の場を提供する事業。（漁港施設用地の貸付）
・釣り等の遊漁体験の場を提供する事業。（水面の占用）
等

漁港名：奈良尾漁港
漁港管理者：長崎県



<計画平面図>



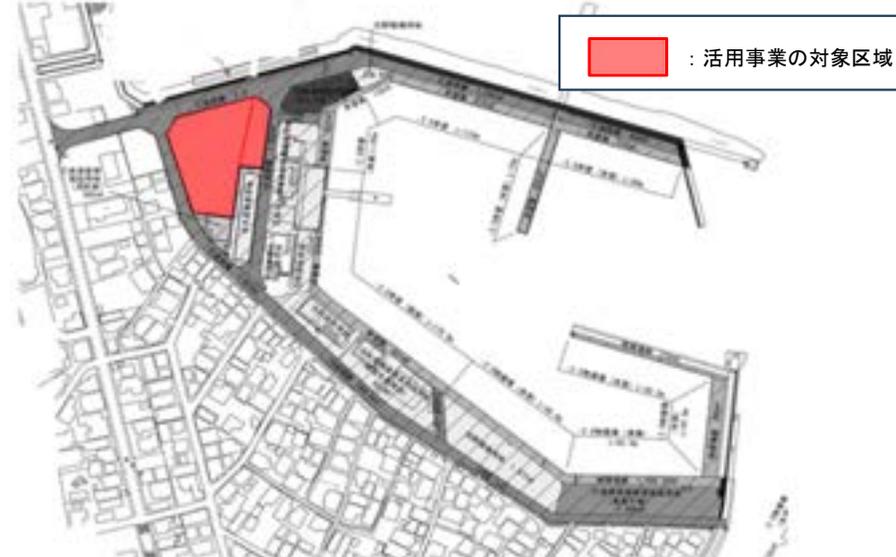
計画策定日：令和7年8月29日
事業の目的：プレジャーボートの寄港地としての交流拠点の形成
実施期間：令和8年～37年（30年間）
事業の概要：漁港管理者が行うプレジャーボートの受入れと併せ、奈良尾漁港に属する漁業者が獲った水産物を調理、加工し、現地で提供する施設の設置及び運営を行う事業（漁港施設用地の貸付）

漁港施設等活用推進計画の事例③

漁港名：青島漁港
漁港管理者：宮崎県宮崎市



<計画平面図>



計画策定日：令和7年12月22日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進

実施期間：令和8年～38年（30年間）

事業の概要：
・青島漁港で水揚げされる水産物（イセエビ、イカ、エビ、サワラ、タチウオ、シイラ等）を取扱い、飲食の提供販売を行う事業。（漁港施設用地の貸付）
・自然空間を活かした宿泊施設や休憩施設等を運営する事業。（漁港施設用地の貸付）

説明内容

1. 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和の経緯
2. 令和5年度漁港漁場整備法の改正
 - (1) 「漁港施設等活用事業」の創設
 - (2) 漁港施設の見直し（35年ぶり）
 - (3) 漁港施設の貸付制度の拡充
 - (4) 漁港施設等活用事業の事例
- 3. 漁港施設等活用事業を利用した漁港の再編・整序**
4. 漁港の活用促進の事例

漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備

- 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条に規定する漁港施設等活用事業を行うための当該漁港に係る活用推進計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業として実施する。

<現状と課題>

- 令和6年4月に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行され、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設等を活用して当該漁業に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の法定制度「漁港施設等活用事業」が開始。

漁港が漁業根拠地としての役割を果たすためには、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能も担っていく必要であり、一定の秩序の下で漁港施設等を活用するための仕組みが「漁港施設等活用事業」



<今後の対応>

- 漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を行いつつ、あわせて漁業活動に係る機能を集約し、ストック効果の最大化を目指した将来の維持管理費の低減も図ることが重要。

<拡充の内容>

- 漁港施設等活用事業を実施するための活用推進計画（案）を踏まえて実施する漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業で実施

※漁港機能増進事業においては、同計画を踏まえ、用地整備と一体的に行う施設の撤去を実施

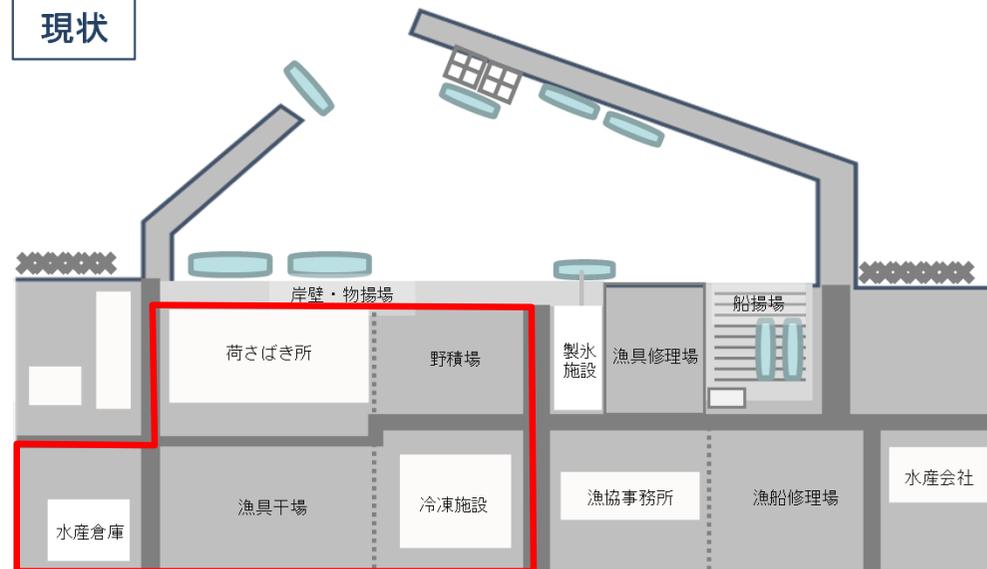
- 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合

- 補助率：1 / 2 等

※本拡充事項については、令和6年度補正予算より適用

<イメージ>

現状



再編・整序後



漁港機能増進事業による
用地整備と一体的に行う施設の撤去

水産物供給基盤機能保全事業による
漁港施設・用地の再編・整序

※直販所等の整備は、浜の活力再生・成長促進交付金等を活用

水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について

平成 13 年 3 月 30 日 12 水港第 4541 号
知事あて 水産庁長官通知
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 水港第 2279 号

第 1 実施基準及び事業内容

事業の対象となる内容は、水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4457 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第 2 に定めるほか、次のとおりとする。

1 特定漁港漁場整備事業

(1) 事業内容

この事業の内容は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 4 条の規定のとおりとし、その詳細は、次のア～キに掲げる漁港施設、ク～コに掲げる漁場の施設又はサ若しくはシの事業に規定するとおりとする。

ア 外郭施設

- (ア) 法第 3 条第 1 号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
- (イ) 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等、また自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水港第 1775 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の規定を満たす場合に限り砂輸送施設を設置することができる。また、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 水港 1070 号）に基づく事業で、災害に強い漁業地域づくり事業の事業基本計画を策定した地区に限り、当該施設の附帯事業として、漂流防止施設を設置することができる（以下イの（イ）、ウの（イ）、エの（エ）及びオの（カ）において同じ。）。

イ 水域施設

- (ア) 法第 3 条第 1 号のハに掲げる航路、泊地及び漁具管理水域並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
- (イ) 水域施設には、当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として床止め、潜堤、サンドポケット又は浮標灯等を設置することができる。

ウ 係留施設

- (ア) 法第 3 条第 1 号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
- (イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、電力供給設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。また、水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2382 号水産庁長官通知。以下「集出荷機能集約・強化要領」という。）に基づく事業で、以下の要件のいずれかに該当する場合に限り清浄海水導入施設、鳥獣等進入防止施設、魚類移送施設、汚水浄化施設、情報処理施設及び融雪設備を設置することができる。
 - a 原則、水産物の取扱量が 3,000 トン以上の漁港又は栽培・養殖魚種の取扱量が 1,000 トン以上の漁港
 - b 漁業協同組合等が主体となって、「地理的表示保護制度」若しくは「地域団体商標制度」による地域ブランド水産物に取り組む地区、「農商工等連携事業計画」に基づく取組を実践している地区又は輸出促進対策に取り組む地区で早急に衛生管理水準の向上を図ることが求められている地区であって、水産物の取扱金額が年間 10 億円以上見込まれる漁港
 - c 産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、水産物の取扱量が 3,000 トン以上と見込まれる漁港
- (ウ) 船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備、防雪設備、防暑設備、滑り材又はレール等を設置することができ

- ア 計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの（ただし、事業計画等策定調査についてはこの限りではない。）。ただし、集出荷機能集約・強化要領に基づくもののうち、圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業にあっては、同方針に位置づけられた漁港整備に関する計画事業費の合計が5億円を超えるもの。
- イ 漁港施設については、次の要件を満たすもの
- (ア) 1漁港当たり計画事業費が5億円を超えるもの。ただし、集出荷機能集約・強化要領に基づくもののうち、圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業にあっては、同方針に位置づけられた漁港整備に関する計画事業費の合計が5億円を超えるもの。
- (イ) 第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港であること（第2種漁港にあっては、利用漁船の実隻数による総数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が3,000トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるものであること）。ただし、集出荷機能集約・強化要領に基づくもののうち、圏域機能強化対策整備方針に基づいて整備を実施するものについては、この限りではない。
- (ウ) 平成21年度以降、1の(1)のア～ウ、エ（道路及び橋に限る。）、オ（護岸及び人工地盤に限る。）及びキの施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること
- ウ 衛生管理型産地市場等については、次の要件を満たすもの
- (ア) 1地区当たり計画事業費が5億円を超えるもの。
- (イ) 集出荷機能集約・強化要領に基づく事業のうち、衛生管理型産地市場、製氷施設及び加工施設（冷凍施設）については次のa又はbの要件に該当するもの、加工施設（加工場）については次のcの要件に該当するものに限る。
- a 当該港湾背後地区における水産物の取扱量が年間8,000トン以上かつ水産物の取扱金額が14億円以上であること
- b 産地市場の統廃合に伴って集出荷機能を集約し、水産物の取扱量が年間3,000トン以上となることが見込まれること
- c 当該港湾背後地区における水産物の取扱量が年間10,000トン以上かつ水産物の取扱金額が14億円以上であること
- (ウ) 輸出基盤整備要領に基づく事業で、同要領第2の1に記載する要件を満たす地域に存するものであること。
- エ 事業計画等策定調査については、水産基盤整備事業の実施が予定されている地区を対象とする。

3 水産物供給基盤機能保全事業

(1) 事業内容

本事業は、漁港・漁場施設の長寿命化、既存ストックの有効活用、漁港ストックの適正化や漁場機能の回復・保全等を図りつつ更新コストを平準化・縮減するため、1の(1)のア～ウ、エ（道路及び橋に限る。）、オ（護岸、人工地盤及び舗装に限る。（舗装については、ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業実施要領（平成28年3月29日付け27水港第3212号水産庁長官通知。以下「漁港機能分担等要領」という。）に基づくものに限る。）ただし、法第4条の2に規定する漁港施設等活用事業を促進するための環境整備にあってはその限りではない。）、カ（水産物の衛生管理に対応したものに限る。）、キ、ク（漁港機能分担等要領に基づくもの及び水産環境保全等要領に基づく漁場再生対策に限る。）、ケ（漁港機能分担等要領に基づくもの及び水産環境保全等要領に基づく漁場再生対策に限る。ただし、消波施設等及び中間育成施設についてはこの限りではない。）、コ（漁港機能分担等要領に基づくもの及び水産環境保全等要領に基づく漁場再生対策に限る。ただし、消波施設等及び区画施設についてはこの限りでない。）、サ（水産環境保全等要領に基づくICT化対策に基づくものに限る）及びシ（漁港機能分担等要領に基づくもの及び水産環境保全等要領に基づく漁場再生対策に限る。）の施設並びに法第3条第2号カに掲げる漁港環境整備施設であって、平成21年度以前に事業着手した施設のうち、法第3条第1号ハに掲げる水域施設と接する護岸等の施設の老朽化状況等の機能保全状況を調べる機能診断の実施及び機能診断に基づき、施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画の見直し、機能保全計画に基づく保全工事、漁港の機能分担・有効活用等に資する対策、法第4条の2に規定する漁港施設等活用事業を促進するための環境整備並びに漁場機能の回復・保全対策を行う事業である。

ア 機能診断の実施並びに機能保全計画の見直し

次に掲げる事項について、別記様式第 14 号により作成するものとする。ただし、漁港機能分担等要領に基づくもの又は新技術の導入若しくは新技術の導入と一体的に行う漁港ストックの適正化等により確実にライフサイクルコストの低減が図られると見込まれる場合に限る。

(ア) 施設現況調書

(イ) 施設機能診断結果

(ウ) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策コスト、コスト縮減効果及び日常管理計画）

(エ) 漁港ストックの適正化対策（対策内容、対策工法、対策時期、対策コスト及びストックの適正化による漁港のライフサイクルコスト縮減効果）

イ 保全工事の実施

機能保全計画（アに基づき策定する機能保全計画と同等の機能保全計画を含む。）に基づき保全工事を実施し、工事完了後に当該機能保全計画の更新を行うものとする。また、漁港ストックの適正化対策を機能保全対策と一体的に実施する場合には、保全工事として、施設の改良、規模適正化及び除却を実施することができる。ただし、除却については、漁港ストックの適正化後の利用形態に応じた漁港機能を確保するために必要な施設の撤去であって、集約・再編等を行う先の施設に係る保全工事と同時に実施する場合に限る。

また、本工事の実施と併せて整備する施設の耐震化工事又は耐波性能を向上させる工事を実施することが経済的であると認められる場合においては、本工事の実施と併せて耐震化工事又は耐波性能を向上させる工事を実施することができる。

なお、本工事において整備する施設の耐用期間については、1、2及び6の事業に準ずるものとする。

ウ 漁港の機能分担・有効活用等に資する対策の実施

ストック効果の最大化に向け、漁港の機能分担・有効活用等を推進するため、漁港施設の改良、補修、除却等を実施する。また、港内における水域の有効活用のための漁場の施設及び漁港施設用地（蓄養施設等を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合に限る。）の新設、改良及び補修等を実施する。

エ 漁港施設等活用事業を促進するための環境整備の実施

漁港施設等活用事業を促進するため、法第 41 条に規定する活用推進計画（案）（水産庁との協議を開始しているものに限る。以下同じ。）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序（施設の撤去のみの場合を除く。）を実施する。

オ 漁場機能の回復・保全に資する対策の実施

水産資源を育む水産環境保全に資する漁場再生対策として漁場機能の回復・保全を推進するため、漁場の施設の改良、補修を実施する。

(2) 対象地区

ア 次の（ア）～（カ）の要件を満たす地区とする。

(ア) 計画事業費が漁港ごとに 20 億円未満のもの

(イ) 対象とする漁港は第 1 種、第 2 種、第 3 種又は第 4 種漁港とする。ただし、第 1 種又は第 2 種漁港にあつては 1 漁港当たりの港勢、漁港機能分担等要領に基づき漁港の機能分担・有効活用等を行う漁業地域にあつては 1 地域当たりの港勢が、次のいずれかの要件を満たすもの（ただし、集出荷機能集約・強化要領に基づくもののうち、圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する、他漁港における関連対策については、この限りではない。）。

a 利用漁船の実隻数が 50 隻程度以上

b 登録漁船隻数が 50 隻程度以上

c 陸揚金額が 1 億円程度以上

d 水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの

(ウ) 漁場施設については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が（イ）に該当するものであること。

(エ) (1) のウについては、漁港機能分担等要領に基づく漁業地域であること。

(オ) (1) のア及びイについては、複数漁港間で漁港ストックの適正化を行う場合には、漁港機能の係り及び地理的な一体性を有する複数の漁港間で機能分担及びストックの適正化が図られる、以下の a～c の要件を全て満たす漁業地域であること。

a 対象地域の港勢

説明内容

1. 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和の経緯
2. 令和5年度漁港漁場整備法の改正
 - (1) 「漁港施設等活用事業」の創設
 - (2) 漁港施設の見直し（35年ぶり）
 - (3) 漁港施設の貸付制度の拡充
 - (4) 漁港施設等活用事業の事例
3. 漁港施設等活用事業を利用した漁港の再編・整序
4. **漁港の活用促進の事例**

地域活性化のための漁港の有効活用例（Ⅱ.②関係）

2. 長期利用財産である漁港施設用地に係る財産処分の緩和

地域活性化等を図るため、長期利用財産（補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産）である漁港施設用地を、水産物販売所、食堂等を設置する場合の財産処分にあたり、補助金返還の緩和措置を適用

にしな 仁科漁港（静岡県西伊豆町）の事例

- 仁科漁港は、堂ヶ島という観光地の近くであるが、集客施設がないため観光客が立ち寄らないことや、地元における水産物消費が少ないことが課題。
- 地域の活性化を図るため、長期利用財産である漁具保管修理施設用地、荷さばき所用地を有効活用するため、補助事業者である西伊豆町が財産処分の手続きを実施。
- 西伊豆町が漁具保管修理施設用地に産地直売所「はんばた市場」を整備し、漁協が荷さばき所用地に直売所・食堂を設置。



伊豆漁協仁科直売所・食堂



沖あがり食堂の様子



西伊豆堂ヶ島産地直売所はんばた市場



はんばた市場の様子

- 実施時期：令和2年度（令和2年5月22日オープン）
- 活用した漁港施設：漁港施設用地（漁具保管修理施設用地、荷さばき所用地）
- 実施した手続き：長期利用財産の財産処分（目的外使用）、漁港施設用地利用計画変更、占用許可
- 実施主体：西伊豆町、漁業協同組合

有効活用による効果

- ・直売所、食堂の整備による集客力のアップ
- ・直売所にて販売する水産物の仕入れによる魚価の下支えや、漁業者の所得向上、新規就業者の定着率向上

3. 特定漁港施設の貸し付け

民間事業者の資金や経営ノウハウを活用して、漁港施設の機能の高度化を図るため、民間事業者等へ特定漁港施設(荷さばき施設、陸上養殖施設、用地等)を長期貸付け(漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2)

かたかい 片貝漁港(千葉県九十九里町)の事例

- 漁協が保有していた製氷・冷凍及び冷蔵施設の老朽化により、氷の供給量が消費量に追い付かず、他地区から氷の搬送を行っていた。
- 漁港管理者である千葉県は、氷の安定供給および利用者の利便性向上を図るため、製氷・貯氷等に高い技術を有する民間企業(アイスマン株式会社)の資金、経営ノウハウを活用することとし、補助対象財産である製氷、冷凍及び冷蔵施設用地の財産処分の手続きを実施。
- アイスマン株式会社に製氷、冷凍及び冷蔵施設用地を長期貸付けし、同社が製氷施設を整備。



- 実施時期：平成27年
- 活用した漁港施設：製氷、冷凍及び冷蔵施設用地
- 実施した手続き：財産処分手続き(貸付けの承認)、37条の2による貸付け
- 実施主体：アイスマン株式会社

【参考】漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2の規定により貸付け可能な漁港施設

(取り扱う水産物が年間100トン以上の漁港)

係留施設、輸送施設、漁船修理施設、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設、漁港管理施設(船舶保管施設及び発電施設に限る。)、これら施設の機能を確保するための護岸、これら施設の敷地

(取り扱う水産物が年間0トンの漁港でも貸付け可能)

増殖及び養殖用施設(陸上養殖施設等)、左記施設の機能を確保するための護岸、左記施設の敷地

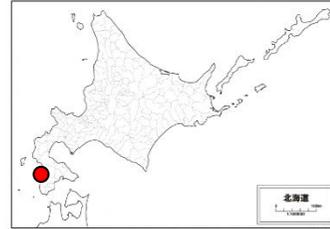
地域活性化のための漁港の有効活用例 (I.②関係)

4. その他漁港の有効活用

近隣漁港との機能集約、統合等により、余裕の生じた漁港施設を有効活用

おとべ 乙部漁港(北海道乙部町)の事例

- 乙部漁港の元和地区^{げんな}では、ホタテ漁等の中型漁船が利用していたが、ホタテの水揚げを同漁港の乙部地区に集約したことにより、元和地区の水域に余裕が生じた。
- 余裕の生じた水域において、ナマコの養殖事業を展開するため、ひやま漁業協同組合が水域の占用許可を受け、水域全域をナマコの増養殖エリアとした。



海水交換施設の整備



港口にナマコ流出防止フェンスを設置予定(船外機船は航行可能)



乙部漁港 (元和地区)

- 実施時期：令和元年
- 活用した漁港施設：水域
- 実施した手続き：占用許可
- 実施主体：ひやま漁業協同組合

有効活用による効果

- ナマコの出荷による漁業者の収入増
- 少ない労力やコストで増養殖が可能

— 大幅改正に対応した全面改訂版を発刊 —

漁港漁場の整備および漁港の維持管理の基となる「漁港漁場整備法」が令和5年度に大幅な改正が行われ、**令和6年4月に施行**されました
これを受け、全国漁港漁場協会では逐条解説を
17年ぶりに全面的に改訂し「令和6年度版」として発刊しました

漁港の活用を進めるために新たに創設された「漁港施設等活用事業」は
全国各地で準備が進められており、既に実例が誕生しています

また、水産基盤整備事業による再編整備等においては

本法に基づく活用推進計画が要件となるなど

今後の事業展開において**極めて重要な制度**となっています

本書には、今般の法改正に伴い

- ・ **新たに制定された政省令**

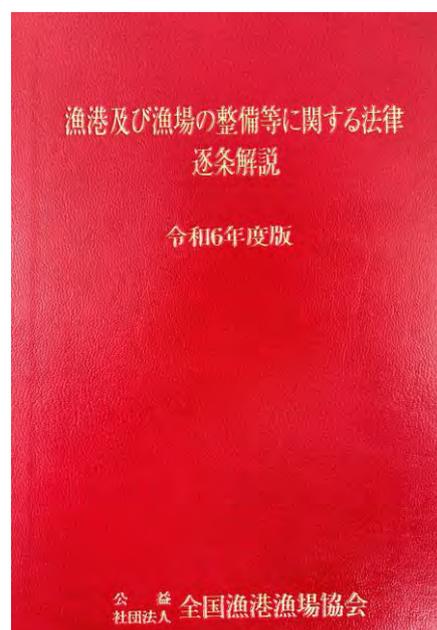
- ・ **改正された告示・通知**

をあわせて掲載しています

- ・ **改正漁港漁場整備法の理解促進**

- ・ **新たな施策の普及のために**

本書を活用されることを**お薦め**します



— 主な改正内容 —

- ① 法律の目的に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- ② 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)
- ③ 漁港施設等活用事業制度の創設(第40条～第60条)
 - ・漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みとして「漁港施設等活用事業」の制度を構築
 - ・その効果として、行政財産である漁港施設の貸付(最大30年)、漁港水面施設運営権(最大10年、更新可)の設定、水面等の長期占用(最大30年)が可能
- ④ 漁港施設の見直し(第3条)
 - ・漁港の機能強化のため、昭和63年以来漁港施設の内容を見直し、基本施設に漁具管理水域、機能施設に陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加
- ⑤ 漁港協力団体制度の創設(第61条～第65条)
 - ・漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。
- ⑥ 漁港管理者の裁量によるみなし施設の迅速な指定のための手続きを簡素化(第66条)
- ⑦ 漁港の養殖活用を進めるための特定漁港施設の貸付制度の拡充(第37条の2)



加布里漁港に新設したカキ小屋

【福岡】福岡県糸島市の「はじめ」加布里漁港にこのほど、月に全国に先駆けて策定された「漁港施設等活用事業」の推進に関する計画

海業振興へカキ小屋新設 糸島漁協、漁港を活用

福岡

糸島市でのカキ小屋の始まりは2002年ごろといわれ、06年ごろから漁協組合員がヒールハウスの仮設小屋を漁港埋め立て地などに置き、広がった。基本的に10月中旬から翌年4月ごろまでの期間限定営業で、24年度のカキ小屋の来店客数は約51万人。カキ小屋の常設化は19年に岐志地区(11店)、22年に船越地区(7店)が実施。今年新たに加布里地区が加わった。

カキ小屋の店舗運営は同漁協組合員でカキ養殖を営む筒井水産の「牡蠣小屋住吉丸」と、鍋嶋弘則氏の「ひろちゃんカキ」が担う。両者は漁業経営の改善計画を作成し、福岡県知事の認可を受けた。設備投資や店舗運営に関わる資金支援は九州信漁連と日本政策金融公庫福岡支店(農林水産事務)が協力した。

新施設は水産庁や糸島市の補助金を活用し、同市加布里5の38の8に建設した。1店舗当たりの施設面積は約288平方メートル。客席は200人以上。総工費は約1億3000万円。

加布里漁港 カキ小屋オープンの「みなと新聞」の記事

2025年10月30日 みなと新聞